

未来を創る# 3 憲法を改正し、新しい“国のかたち”を創る

憲法改正を早期に実現する

「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の 3 つの基本原則は堅持し、初めての憲法改正への取組みを、さらに強化します。

技術革新、安全保障環境、時代や社会生活の変化に応じ「日本国憲法」をアップデートするために、力を尽くします。

自民党は現在、改正の条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の 4 項目を提示しています。国民の皆様の幅広いご理解を得るため、全国各地で対話集会などを積極的に開催し、憲法改正の必要性を丁寧に説明していきます。

衆参両院の憲法審査会において、憲法改正原案の国会提案・発議を行い、主権者である国民の皆様が主体的に意思表示する国民投票を実施し、「日本国憲法」の改正を早期に実現します。